

住むなら北九州 定住・移住推進事業 子育て・転入応援メニュー  
補助要件チェックリスト

申請者 氏名 北九 太郎

1. 申請者について

①～④に該当していたら☑(⇒☐)を入れて下さい(1つでも該当しないものがあつた場合、本事業の対象とはなりません)。

- ① 申請者が39歳以下で、かつ世帯人員が2人以上で、次のア～エいずれかの理由により市外から転入する(該当する転入理由に☑(⇒☐)を入れて下さい)。  
※転入理由のうち「新婚世帯のうち夫婦共に市外に1年以上居住」又は「多子世帯のうち子ども3人以上と同居」に該当する方で、他の理由と重複する場合は、割増補助対象となる「夫婦共に市外に1年以上居住」又は「子ども3人以上と同居の場合」に☑を入れて下さい。

ア：新婚世帯(次のいずれかに該当) ・結婚後5年以内⇒☐ ・3ヶ月以内に結婚予定 ⇒ ☐ 割増補助対象 ・夫婦共に市外に1年以上居住 ⇒ ☑	イ：多子世帯(次のいずれかに該当) ・子ども2人と同居 ⇒ ☐ 割増補助対象 ・子ども3人以上と同居の場合 ⇒ ☐	ウ：多世代同居又は近居 ・子どものいる世帯で親世帯と(次のいずれかに該当) ○同居する ⇒ ☐ ○近居する ⇒ ☐	エ：企業移転などに伴い移住する従業者 ⇒ ☐ ・市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入する
--	--	--	--

- ② 新婚世帯は申請者が、多子世帯、多世代同居又は近居、及び企業移転などに伴い移住する従業者は世帯全員が市外に1年以上居住している。 ⇒ ☑
- ③ 転入後、原則2年以上市内に居住することができる。 ⇒ ☑
- ④ 暴力団又は暴力団員ではない、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。 ⇒ ☑

2. 対象住宅について

・街なかの区域(補助申請要領 p.9 から 14 を参照)に所在し、次の(ア)～(イ)の全ての区域外に所在する住宅 区域外であれば☑(⇒☐)を入れて下さい  
(1つでも区域内のものがあつた場合、本事業の対象とはなりません)

(ア)市街化調整区域⇒☑ (イ)工業専用地域⇒☑ (ウ)土砂災害特別警戒区域⇒☑ (エ)土砂災害警戒区域⇒☑

①～③のうち、転入予定先の住宅いずれかに☑(⇒☐)を入れて下さい

①の住宅である場合は、補助要件に該当する住宅であるか仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにして下さい。

- ① 民間賃貸住宅 ⇒ ☑  
公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次のア～エの全てを満たす住宅

ア：新築*ではない住宅 ⇒ ☑ ※新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から1年を経過していないもの	イ：住戸専用面積*が50㎡以上(世帯人員2人の場合は30㎡以上)の住宅 ⇒ ☑ ※バルコニー等の共用部を除いた面積	ウ：次のいずれかに該当する住宅 ・昭和56.6.1以降に着工した住宅 ⇒ ☐ ・昭和56.5.31以前に着工した住宅で、耐震診断を実施し、又は耐震改修工事を施し新耐震基準を満たした住宅 ⇒ ☑	エ：宅地建物取引業者が仲介を行う住宅 ⇒ ☑
---	--	--	------------------------

- ② 特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助が終了した住宅 ⇒ ☐

・本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅\*  
※福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したもの

②、③の住宅である場合は、補助要件に該当する住宅であることを本市ホームページで必ず確認して下さい。

- ③ 北九州市空き家バンク登録住宅 ⇒ ☐  
・北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結した住宅